

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年4月26日

【事業年度】 第41期（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

【会社名】 日本セラミック株式会社

【英訳名】 NIPPON CERAMIC CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 谷口 真一

【本店の所在の場所】 鳥取県鳥取市広岡176番地17

【電話番号】 (0857)53-3600(代表)

【事務連絡者氏名】 経理部担当執行役員 本城 圭

【最寄りの連絡場所】 鳥取県鳥取市広岡176番地17

【電話番号】 (0857)53-3600(代表)

【事務連絡者氏名】 経理部担当執行役員 本城 圭

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成28年3月25日に提出した第41期（自平成27年1月1日至平成27年12月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものといたします。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

1 株式等の状況

(2) 新株予約権等の状況

新株予約権付社債

3 【訂正箇所】

訂正箇所は___線で示しております。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(2)【新株予約権等の状況】

新株予約権付社債

(訂正前)

会社法に基づき発行した新株予約権付社債は、次のとおりであります。

2018年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債(平成25年4月8日取締役会決議)

	事業年度末現在 (平成27年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年2月29日)
新株予約権の数(個)	1,600 (注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	行使請求に係る本社債の額面金額の総額を下記の転換価額で除した数。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。(注) 2	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	転換価額は1,687円とする。 (注) 3, 5	転換価額は1,659.8円とする。 (注) 3, 5
新株予約権の行使期間	自 2013年5月8日 至 2018年4月10日 (行使請求受付場所現地時間)	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格及び資本組入額は、下記金額とする。(注) 3, 5 発行価格 1,687 資本組入額 844	発行価格及び資本組入額は、下記金額とする。(注) 3, 5 発行価格 1,659.8 資本組入額 830
新株予約権の行使の条件	新株予約権の一部行使はできない。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項		
代用払込みに関する事項	新株予約権に係る本社債を出資するものとし、社債の価額はその額面金額とする。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左
新株予約権付社債の残高(百万円)	8,018	8,017

<後略>

(訂正後)

会社法に基づき発行した新株予約権付社債は、次のとおりであります。

2018年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債(平成25年4月8日取締役会決議)

	事業年度末現在 (平成27年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年2月29日)
新株予約権の数(個)	1,600 (注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	行使請求に係る本社債の額面金額の総額を下記の転換価額で除した数。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。(注) 2	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	転換価額は1,687円とする。 (注) 3, 5	転換価額は1,657.0円とする。 (注) 3, 5
新株予約権の行使期間	自 2013年5月8日 至 2018年4月10日 (行使請求受付場所現地時間)	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格及び資本組入額は、下記金額とする。(注) 3, 5 発行価格 1,687 資本組入額 844	発行価格及び資本組入額は、下記金額とする。(注) 3, 5 発行価格 1,657.0 資本組入額 829
新株予約権の行使の条件	新株予約権の一部行使はできない。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項		
代用払込みに関する事項	新株予約権に係る本社債を出資するものとし、社債の価額はその額面金額とする。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左
新株予約権付社債の残高(百万円)	8,018	8,017

<後略>